

鳥取県告示第 117 号

平成 19 年鳥取県告示第 987 号（大規模小売店舗の変更事項の届出について）により告示したジャスコ日吉津ショッピングセンターイーストコートに係る大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出について、同法第 8 条第 1 項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 意見を提出した市町村

日吉津村

2 意見の概要

(1) 騒音の防止について

- ア 荷さばき施設及び作業に係る騒音の発生防止に努めること。
- イ 空調機器等の室外機及び排気口からの騒音の発生防止に努めること。
- ウ 夜間の場内における暴走行為による騒音が発生しないよう対策を行うこと。

(2) 交通対策について

- ア 周辺道路に案内表示を設置するなど、交通渋滞について適切な対応を行うこと。また、駐車場出入口に警備員を配置するなど、駐車場出入口付近の交通渋滞の防止及び緩和に努めること。
- イ 荷さばき時間帯を厳守するとともに、荷さばきのために搬出入車両が周辺道路に待機しないようにすること。
- ウ 出入口に接する周辺道路の歩道等の通路については、歩行者の通行利便性及び安全性を確保すること。特に通学路となっている村道役場線の歩道等については十分な配慮を行うこと。
- エ 駐車場出入口の植栽について適切な維持管理を行い、視距を十分確保すること。
- オ 店舗増床に伴い交通量の増加が見込まれるため、県道日吉津伯耆大山停車場線の国道 431 号交差点から村道温泉線までの区間を駐停車禁止にしていきたいこと。

(3) 廃棄物等の処理について

- ア 廃棄物の減量化と再資源化に一層努めること。
- イ 廃棄物の適正な管理に努めること。
- ウ 資源物（発泡トレイ、ペットボトルほか）等の店頭回収を積極的に行うこと。

(4) 防犯対策について

青少年健全育成の観点から、夜間のゲームセンターや駐車場などがたまり場にならないよう適切な指導体制に配慮すること。

(5) 街並みづくり等への配慮等について

- ア 障害者用の駐車場に監視員を配置するなど、障害者の利用に支障のないように配慮すること。
- イ 高齢者等に利用しやすい店舗設計、サービスに配慮すること。
- ウ 環境にやさしい店舗経営など、企業として公益性の向上に努められたい。

3 縦覧に供する期間

平成 20 年 3 月 7 日から 1 月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目 220
鳥取県商工労働部経済政策課
米子市糺町一丁目 160
鳥取県西部総合事務所県民局
西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15

日吉津村地域振興課